

本 則

1 契約種別

この料金表の契約種別は「公衆街路灯プラン」といたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。
この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づきこの料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令等の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要があるが生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに、当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、電気需給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）の電灯需要（契約電力6キロワット以上）の適用範囲に該当し、お客さまが1年を通じてこの公衆街路灯プランの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

4 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ約款、この料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、インターネット、電話、口頭等による申込みを受け付け

ることがあります。また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。

- (2) 口座振替による料金のお支払いについて、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申込みをしていただきます。
- (3) 契約負荷設備および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

6 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

7 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。）といたします。

8 料金

料金は、基本料金、電力量料金および約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、約款別表2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引き、または加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	437円68銭
-------------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円72銭
------------	--------

9 電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料

電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	165 円 00 銭
------------------	------------

1 0 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約容量をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

1 1 供給の停止

お客さまが、契約された用途以外の用途に電力を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

1 2 その他

- (1) この料金表において料金その他を計算する場合の契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯プランを適用することがあります。
- (3) 約款の各項における契約電力は、契約容量と読み替えるものといたします。
- (4) その他の事項については、特に定めのある場合を除き、電灯プラン B に準ずるものといたします。また、この料金表および電灯プラン B の料金表に定めのない規定については、約款にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

1 適用期日

この料金表は、2026 年 12 月検針分から適用いたします。